

平成27年(ワ)第13029号 TPP交渉差止・違憲確認等請求事件

原告 原中勝征 ほか

被告 国

## 原告第24準備書面

(TPPが越境サービス貿易に与える影響)

平成28年10月18日

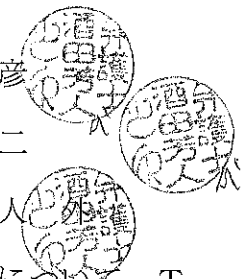
東京地方裁判所民事第17部合議B係御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 山田 正彦

弁護士 岩月 浩二

弁護士 酒田 芳人



本準備書面では、TPPが我が国の越境サービス貿易に与える影響について、TPP協定案10章「越境サービス貿易」を踏まえて、訴状に補充して主張します。

### 第1 はじめに

1、TPPでは、サービス貿易は、投資(第9章)、越境サービス(第10章)、金融サービス(第11章)、一時的入国(第12章)、電気通信サービス(第13章)、電子商取引(第14章)に分類されます。政府調達(第15章)を加えてもいいです。

以上から分かるように本来の「サービス貿易」は官僚主導の政治世界で分断されました。法律論から離れるが、それぞれの分野に利権集団が生まれました。その結果、「越境サービス貿易」は地味な章になりました。

2、それでも、越境サービス章(第10章)は地味ではあるが重要な章です。物理

的拠点を要しないというUSTR流の越境サービス貿易論は「税法」とので物議を生みました。いわゆるアマゾン社の一連の脱税ケースがその例です。同社が東京国税局との間で、同社の管理機能は米国に有り日本には法律上の意味で物理的拠点が無いと争い、日本側が折れたのは有名な話です。

3、また、知的財産（第18章）との関係では知的財産権の誕生は知的財産章（第18章）が所轄しますが、実際のライセンス契約はサービス貿易の問題になります。そのうちのITとの関係では、同テクノロジーを「チップ：つまりモノ」として輸出するか、それともライセンスとして「ノウハウ：つまりサービス」として提供するかはIT企業の幹部間で常時議論されています。さらに分かりやすい例では、マイクロソフト オフィスをCD（モノ）で買うか、インターネットダウンロード（サービス）で買うかの差として表れます。

4、後述するとおり、[サービス提供許可に関わる締約国の義務]（第10.8.4条）がTPPで拡張されましたが、この問題は現在進行中のTTIP、TiSAでも議論されています。政治的には、この締約国の義務が拡張されればされるほど国の行政パワーは弱くなります。いわゆる米国の競争指向モデル（源流はミルトン・フリードマンの新自由主義）の勢いが増します。

## 第2、越境サービス貿易章（第10章）の概要

### 1、一般論

(1) TPPは第10章で「越境サービス貿易」を規定します。サービス貿易の場合、サービスという目に見えない現象をどのように把握するかという難題が生じます。把握方法は一般的なWTO/GATS型のFTAと、米国主導のNAFTA型のFTAで異なります。TPPはNAFTA型に属します。

(2) WTO/GATS型もNAFTA型も、次の4つのモード（様式）を用いてサービス貿易を把握しています。

モード1 越境提供 (Cross-Border Supply)

例 アマゾン社（米国）の日本読者への書籍販売サービス  
モード2 国外消費（Consumption Abroad）

例 米国旅行中の日本人への米国銀行によるATMサービス  
モード3 商業拠点（Commercial Presence）

例 デニーズ社（米国）による日本での直営レストランサービス  
モード4 人の存在（Presence of Natural Persons）

例 米国人個人による日本での英語教授サービス

(3) 上記のモードは、そのすべてがFTA上で「章立て」されているわけではありません。例えば、越境提供（モード1）は、サービス貿易の原型として多くのFTAで章立てされていますが、国外消費（モード2）についてはそこから生じうる問題点がほとんどないために通常は章立てされていません。商業拠点（モード3）は、NAFTA型FTAでは、「投資」の内部事項と把握され「投資」の章で取り扱われています。人の存在（モード4）についてはNAFTA型では、人がサービス貿易に関与する限りで「一時的入国」の章で取り扱われています。

(4) TPPでの章立て

- ① GATS型とNAFTA型の差異は、サービス貿易の分類方法に影響を及ぼします。NAFTA型を採用したTPPでは、サービス貿易は、1) 投資（第9章）、2) 越境サービス（第10章）、3) 金融サービス（第11章）、4) 一時的入国（第12章）、5) 電気通信サービス（第13章）、6) 電子商取引（第14章）、に分類されます。もっともこの中の投資は概念的に貿易の範疇に属しませんが、条文の体裁上では貿易として取り扱われていることに留意する必要があります。
- ② 上記から判明するように、TPPでは広義のサービス貿易を6種類（投資を含む）に分断したために、広義のサービス貿易でとりわけ重要な役割を演ずる「投資」、「金融サービス」、「電子商取引」が、第10章の越境サービス貿

易の範疇外に置かれました。そのために第10章越境サービス貿易の射程が、そうでない場合に較べて小さくなったという特色がみられます。

③ 越境サービス貿易（正文：Cross-Border Trade in Services）の位置づけ

「越境サービス貿易」の位置付けを再確認します。まず貿易は「モノ貿易」と「サービス貿易」に二分されます。基本的には、「モノ」には関税が課されますが、「サービス」には関税が課されません。

サービス貿易はさらに二分されます。相手国に「出向いて（物理的拠点を設けて）」提供するサービスと、「出向かない」で提供するサービスに分かれます。「越境サービス貿易」は後者に属します。

④ 越境サービス貿易章（第10章）でいう越境サービスとは、本国のサービス提供者が、相手国に物理的な業務拠点を設けることなく相手国の消費者に提供するサービスとなります。越境サービス貿易はTPPの政治母体であるAPEC（アジア太平洋経済協力フォーラム）がその進展を期待しています。USTRは、相手国での物理的拠点を要しないとする越境サービス貿易の特長が活用されればその分の投下資本が省かれることになり、とりわけ中小企業レベルのサービス貿易が伸びると期待しています。

(5) TPP越境サービス貿易章の源流

① TPP越境サービス貿易章の源流の1つにP4協定（シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ。2006）があります。

② 同協定は「サービス貿易」の章の中で越境サービスに相当するサービスを認め（第12.7条）、それを次のように記述しています。

- ・ 「サービスは公共の利益の観点から、政府に与えられた規制権限の下に置かれる」（第12.1条）。
- ・ 「サービス市場は透明であること」（第12.2条）。
- ・ 「サービス提供者に内国民待遇を与える」（第12.4条）。
- ・ 「サービス提供者に最恵国待遇を与える」（第12.5条）。

- ・ 「国内規制措置（サービス提供資格要件など）が不必要な障壁にならないようにする」（第12.10条）。
- ・ 「免許手続については手続そのものが制約にならないようにする」（第12.10条）。
- ・ 「サービス貿易に付随する通常業務ならびに資本移動については全ての経常支払、資金移動を許可しなければならない」（第12.15条）。
- ・ 「次のサービスは『サービス貿易』に入らない。金融サービス、政府調達、政府の権利行使として提供されるサービス、国または国営事業の提供する補助・譲与、加盟国労働市場にアクセスを求めている自然人に影響を及ぼす措置、国籍・在留・永久基盤の雇用に関わる措置」（第12.3条）。
- ・ 「本協定は、例外事項を除き航空運輸に適用されない」（第12.3条）。

以上の諸事項は、基本的にTPPに採用されることになりました。

(6) さらにTPPでは、WTO/GATS型のサービス貿易にみられない特色として、「ネガティブ・リスト：negative list」と、「スタンド・スチル条項：stand still。別名、ラチェット条項」の採用がみられます。

この2点は条文上の表現ではありませんが、ネガティブ・リストは締約国が留保しなかったサービス項目を同締約国が他の締約国に解放したとみなされる意味を有します。この留保はTPP協定の別表に記述されています。言うまでもなく留保するかしないか、どの項目を留保するか、は締約国の将来を自縛することになるので締約国政府にとって著しく重要な判断事項になります。

スタンド・スチル条項（ラチェット条項）は締約国が一旦提示したサービス項目の解放（つまりネガティブ リストに載せなかったこと）については同締約国が後になって解放を撤回することを禁ずる意味を有します。

## 2、越境サービス貿易章（第10章）の個別条項の概要

### (1) [定義]（第10.1条）

① TPP越境サービス貿易章第10.1条は越境サービスを以下のように定義しています。

- (a) 締約国の領域から他の締約国の領域へのサービスの提供
- (b) 締約国の領域における他の締約国の者に対するサービスの提供
- (c) 締約国の国民による他の締約国の領域におけるサービスの提供

② 定義の中の以下の表現は曖昧です。

政府の権限の行使として提供されるサービスとは、各締約国について、商業的な原則に基づかずかつ1又は2以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいいます。

(2) [内国民待遇] (第10.3条)、[最恵国待遇] (第10.4条)

① 本章は「内国民待遇」ならびに「最恵国待遇」の2原則の採用を明示します。

もつとも締約国は留保表に留保を提示することにより同2原則の採用を免れ得ます。

② 2原則のうちの「最恵国待遇」については現在進行中の「T i S A」協定交渉の結果により、サービス貿易の中身がさらに自由化されると、同協定締約国がTPP締約国でもある場合にはその限りでTPP締約国の自由化項目が自動的に拡張されます。

(3) [適用除外] (第10.2.3条 a-d)

① 本章は締約国による留保を待つまでもなく、以下の事項については適用されません。

I 金融サービス、政府調達 (第10.2.3条 a-c)

この2事項は金融サービス章 (第11章) と政府調達章 (第15章) に詳細な規定がみられます。

II 公共サービス (第2条 c)

公共サービスに関わる事項は公有企業章（第17章）、競争政策章（第16章）に委ねられています。

Ⅲ 政府が支給する補助金、贈与（第10.2.3条d）

Ⅳ 航空輸送サービス（第10.2.5条a-f）

航空輸送サービスには本章が適用されません。

しかし、航空機修理には適用されます。さらには、これまでのFTAが沈黙していた航空輸送マーケティングには適用されることになりました。

② Ⅳとの関連で、航空に関わる事項が異常に多いのが本章の特色の一つです。

これは米国の最大基幹産業の一つが航空機製造であり、さらには航空運輸サービスがこれに次ぐことからFTA上の航空関係の規制（逆説的には競争）は米国の影響力により変化するからです。

航空サービスについては、本章の最後の条文（第10.13条）でその重要性が以下のように繰り返し記述されています。

締約国は貿易の拡大を促進し、及び経済成長を増進する上での航空サービスの重要性を認める（第10.13条）。

③ 締約国は以下の事項を制約することができません（第10.5条a）。

この制約から生じ得るできごとの1つは政府によるサービス提供が、事実上、縮小されざるを得なくなります（例：公営老人ホーム、公営保育所）。

I サービス提供者の数。

II サービス取引制限又は資産総額の制限。

III サービス提供料

IV サービス提供に伴い雇用される自然人の数。

締約国はサービス提供者の属性（例：個人か法人か、法人であれば株式会社法人か合同会社法人化）を制約することができません（第10.5条b）。

- ④ 締約国はサービス提供者に対して同提供者が同締約国内に物理的拠点を有することを強制することができません（第10.6条）。

(4) [非適合措置]（第10.7条）

- ① 締約国は留保事項を、権利として、本協定附属書に提示することにより各種の制約を免れることができ、同事項には、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス、事業の物理的拠点を事業実施国に設ける要件などが含まれます（第10.7条）。

しかし「ISD条項」は制約を免れる対象になりません（第9章）。換言すればISD条項は本章に強制適用されます。

- ② 本協定附属書ですが、これは二種類に分かれます。

I 「附属書 I」は締約国中央政府ならびに地方政府の現行措置が本章の執行から免れ得るリストを提示します。しかし、締約国は同措置の中身を将来的に、貿易制約型に変更することができません（スタンド・スチル、別名ラケット効果）。

II 「附属書 II」は締約国政府が現行措置、ならびに、第10章の越境サービス貿易上の政府義務に適合しない新たな又は貿易制約型の将来的措置維持するために本章の執行から免れ得るリストを提示します。

(5) [国内規制]（第10.8.2条）

締約国は、同国が実施する以下の諸措置がサービス貿易の不必要な障害にならないこと、ならびに同措置が客観性と透明性基準に基づくことを保証するよう



につとめなければなりません（第10.8.2条）。

客観性と透明性基準にはサービス提供者の適正性ならびに能力が、免許手続きについては免許自体がサービス提供の障害にならないことが含まれます。

- I サービス提供の資格ならびに手続きに関わる措置。
- II 技術基準。
- III 免許要件。

(6) [サービス提供許可に関わる締約国の義務]（第10.8.4条）

サービス提供許可に関わる締約国の義務の範囲がこれまでのFTA以上に拡張されました（第10.8.4条）。まず第10.8.4条全体を以下に掲げるが、その中で(b)、(c)、(e)、(f)はこれまでのFTAにみられなかった事項です。

- (a) 自国の法令に基づき不備がないと認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知すること
- (b) 申請を処理するための指標となる日程を実行可能な範囲内で設定すること
- (c) 申請を拒否する場合において、適当なときは、要請なしに又は要請に応じて、申請者に対し、その拒否の理由を実行可能な範囲内で通知すること
- (d) (a)に規定する申請の処理状況に関する情報を申請者の要請に応じて不当に遅滞することなく提供すること
- (e) (a)に規定する申請における軽微な誤り及び欠落を訂正する機会を実行可能な範囲内で申請者に与えることならびに必要な追加の情報に関する私信を与えるようにつとめること
- (f) 適当と認める場合には自国の法令に従って認証された文書の写しを原本に代えて受理すること。

(7) [免許要件又は資格要件の試験]（第10.8.6条）

- ① これまでのF T Aにはみられなかった免許要件又は資格要件の試験に関わる新たに事項が、締約国の確保義務として定められました（第10.8.6条）。

各締約国は免許要件又は資格要件に試験の合格を含む場合には次のことを確保する。

- (a) 当該試験が合理的な期間ごとに行われること。
- (b) 関心を有する者が出願を行うことができるように合理的な期間を与えること。

以上の規定は日本との関係では、年間換算での各種国家試験の回数が問題になり得ます。日本ではそのほとんどが年1回ですが、米国の場合は年数回が基準になっています。

- ② これまでのF T Aにはみられなかった他の締約国の自由職業能力評価手続き事項が、締約国の確保義務として定められました（第10.8.7条）。

締約国は他の締約国の自由職業家の能力を評価するための手続きを国内に確保する。

(8) [他の締約国の免許又は資格の承認]（第10.9.1条）

締約国はサービス提供者に対して許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準の全部又は一部を適用するに当たり、〈中略〉他の締約国又は非締約国の領域において得られた教育もしくは経験、満たされた要件又は与えられた免許もしくは資格証明を承認することができます 〈後略〉（第10.9.1条）。

この結果、自由職業サービスを中心とする免許や資格承認の自由化がめざされるようになりました。

(9) [利益の否認] (第10.10条)

本章はサービス提供者が以下の事項のいずれかに該当するに至ったときは、締約国は同提供者が享受する本章上の利益を否定することができるものと定められました(第10.10条)。

締約国のサービス提供者が非締約国の者により所有又は支配されている企業である場合において、当該非締約国に関わる措置であって、<中略>本章上の利益を与えることにより当該措置に違反<中略>する場合<中略>には、同サービス提供者への本章上の利益を否認することができる。

締約国のサービス提供者が非締約国の者により所有又は支配されている企業である場合において、同サービス提供者が当該締約国以外のいずれの締約国の領域においても実質的な事業活動を行っていない場合には、<中略>本章上の利益を本章上の利益を否認することができる。

(10) [透明性] (第10.11条)

締約国は自国の規制について利害関係者からの照会に回答するための適当な仕組みを維持し、又は設けることになりました(第10.11条)。

(11) [支払い及び資金の移転] (第10.12条)

本条は、本章に関わる資金移転ならびに支払いが自由かつ遅滞なく行われるという原則(同条1)、ならびに同移転と支払いが同移転と支払い時の外為相場で行われることを認めた上で(同条2)、例外が以下のように定められています(同条3)。

締約国は次の事項に関する「自国の法令\*」を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を妨げ又は遅らせることができる。

- (a) 破産、支払不能、又は債権者の権利の保護。
- (b) 証券、先物、オプション又はデリバティブ商品の発行、交換又は取引
- (c) 法執行当局又は金融規制当局を支援するために必要である場合には、資金の移転に関する財務報告又は記録の保存
- (d) 刑事犯罪
- (e) 司法上又は行政上の手続きにおける命令又は判決の履行の確保

\*上記の「自国の法令」は次のように説明されている。

この条の規定は、締約国が自国の社会保障制度、公的年金制度及び強制年金制度に関する法令を衡平、無差別かつ誠実に適用することを妨げるものではない。

### 3、附属書（IならびにII）

#### （1）留保事項の説明

① ここで取り上げる留保事項は日本のものと米国のものです。

附属書 I ならびに II に掲げられた留保事項は読みやすいものではありません。その理由は、留保対象が「投資章」に関わるものと「越境サービス貿易」に関わるものが混在しているからです。

② さらに留保事項は、市場アクセス、内国民待遇、最恵国待遇といった一般要件に関わるものと、物理的拠点、資格要件、その他の特殊要件という個別要件に関わるものとに分かれています。

③ 以下で表示する留保事項は、「物理的拠点要件」、「資格要件」、「その他の特殊要件」に絞りました。なお、米国にみられる留保事項は、実際は資格要件が前提となっていると思われる留保事項でも、資格要件が明示されていない

ようです。以下では米国政府の表示に従いました。

(2) 附属書 I について

附属書 I との関係では、日本は38件のサービス業種を留保しました。これに対して米国は56件のサービス業種を留保しました。ただ、留保業種の構成が両国で異なるのでいずれの国がより多く留保したかを即断することはできません。

(3) 附属書 II について

附属書 II との関係では、日本は9件のサービス業種を留保しました。これに対して米国は5件のサービス業種を留保しました。ここでも同じく、留保業種の構成が両国で異なるのでいずれの国がより多く留保したかを即断することはできません。

(4) 附属書の具体的内容

\*下記の番号は日本政府が付けたものです。

附属書 I 現在留保 日本	
4 職業紹介サービス	物理的拠点要件、資格要件
5 回収代行サービス	物理的拠点要件、資格要件
6 建設業	物理的拠点要件、資格要件
7 アルコール飲料流通サービス	資格要件
8 公共卸売市場流通サービス	許可数
9 高等教育サービス	資格要件
16 船舶運航	資格要件

17 計量サービス	資格要件
18 医療、福祉サービス	物理的拠点要件、資格要件
19 鉱業、ならびに付随サービス	資格要件
21 自由職業 弁護士	物理的拠点要件、資格要件
22 自由職業 外国弁護士	物理的拠点要件、資格要件
23 自由職業 弁理士	物理的拠点要件、資格要件
24 公証人	資格要件
25 司法書士	物理的拠点要件、資格要件
26 公認会計士	資格要件
27 税理士	物理的拠点要件、資格要件
28 建築士	物理的拠点要件、資格要件
29 社会保険労務士	物理的拠点要件、資格要件
30 行政書士	物理的拠点要件、資格要件
31 海事代理士	資格要件
32 土地家屋調査士	物理的拠点要件、資格要件
33 不動産業	物理的拠点要件、資格要件
34 不動産鑑定業	物理的拠点要件、資格要件
35 船員	外国人船員の資格要件
37 職業上の安全、衛生関連サービス	物理的拠点要件、資格要件
38 測量業	物理的拠点要件、資格要件
40 航空運輸業経営幹部	資格要件
41 航空運輸業航空機原簿登録	資格要件
42 通関業	物理的拠点要件、資格要件
43 貨物利用運送業	物理的拠点要件、資格要件
47 道路運送業	物理的拠点要件、資格要件

48 運輸に付随するサービス業	資格要件
49 運輸に付随するサービス業 水先人	資格要件
50 水運業	相手国との相互認証要件
52 水運業	相手国船舶の不開港場への寄港禁止
53 技能検定	資格要件
55 家畜卸売小売り	物理的拠点要件、資格要件
56 航空機製造修理	物理的拠点要件、資格要件

附属書 II 包括留保 日本

2 電信、タバコ、貨幣製造、郵便サービス	物理的拠点要件
4 宇宙開発産業サービス	物理的拠点要件
5 火薬類サービス	物理的拠点要件
6 放送業	物理的拠点要件
7 初等中等教育サービス	物理的拠点要件
8 電気、ガス、原子力サービス	物理的拠点要件
9 漁業に附属するサービス	物理的拠点要件
11 法の執行、矯正	物理的拠点要件
12 警備業	物理的拠点要件

附属書 I 現在留保 米国

米国中央政府

ビジネスサービス (輸出企業)	物理的拠点要件、資格要件
ビジネスサービス (ITなどの輸出企業)	物理的拠点要件、資格要件

航空運輸	資格要件
道路運送業	資格要件
通関業	資格要件
自由職業（弁理士、知財従事者）	資格要件

<u>米国地方政府</u>	資格要件
自由職業（弁護士、その他法務従事者）	資格要件
自由職業（会計士、監査、簿記従事者）	資格要件
自由職業（建築士、建築サービス従事者）	資格要件
自由職業（工学サービス従事者）	資格要件
自由職業（統合工学サービス従事者）	資格要件
自由職業（都市計画サービス従事者）	資格要件
その他のサービス（44種に分類）	資格要件

附属書 II 包括留保	
法執行、矯正サービス	物理的拠点要件
少数民族向けサービス	物理的拠点要件
運輸サービス	物理的拠点要件
航空運輸関連サービス	物理的拠点要件
ギャンブリング	物理的拠点要件

### 第3、TPP越境サービスの章（第11章）における懸念される問題点

1、「サービス」が示す範囲は非常に広く、多種多様な業種・業態が含まれます。

例えば、輸送、金融、保険、通信、流通、旅行、飲食店、医療、教育、研究、建設、法務や会計、情報処理、理美容や冠婚葬祭も「サービス」に該当します。グ



ローバル化のもとでサービス貿易は拡大しており、日本を含む先進国のGDPに占めるサービスのシェアは70%を越え、伴って雇用全体におけるサービス部門のシェアも同様の比率となっています。

2、TPP協定の越境サービス貿易章（第10章）は、これらあらゆるサービスを原則として対象とした上で、自由貿易の基本である内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス等の義務が課されております。同時に本章では、それらが適用されない措置や分野が規定され、また附属書にて各国が留保する分野を列挙する方式（ネガティブリスト方式）を採用しています。WTOの「サービス貿易に関する一般協定（GATS）では、上記義務について約束する分野のみを列挙する方式（ポジティブリスト方式）が採用されてきましたが、ネガティブリスト方式の方がより自由化度が高いです。またGATSの中身を基本的に踏襲しながら、GATSにおいてなかなか進まなかったサービス貿易交渉を継続して行うことがTPPの目標に予め定められており、GATS以上の自由化規定（現地拠点要求の禁止、ラチェット条項、自由サービス職業に関する附属書等）が設けられております。

3、日本政府は本章において、保険サービスや教育、士業の資格などを「留保」として掲げ、内国民待遇や最恵国待遇、市場アクセスなどの適用外としており、また、被告も、この結果、これらについて直ちに国内の法律やシステムに変更はありませんと、広報しております。

しかし、この「留保」で足りているかは、TPPが締結後4年間の秘密条項が課せられていることと相まって、全く確認のしようがありません。この点が、ネガティブリスト方式を採用している大きな問題点といえると思います。

さらに、附属書Iに書かれているサービス業種は、締約国は同措置の中身を将来的に、貿易制約型に変更することができないスタンド・スチル（別名ラチェット）条項が規定されているため、将来、これらのサービス業種について、現時点では予期できない規制の必要性が生じたとしても、規制することができなくなっています。

加えて、附属書ⅠとⅡを比較すると、附属書Ⅰの留保の方がはるかに多くなっており、将来の規制が可能な附属書Ⅱの留保は、わずか9業種にすぎません。

4、さらに、TPPは、さらに、将来的に規制緩和・撤廃の見直し協定が盛り込まれていることによる「生きた協定」であり、加えて、本章中に、外国人の意見聴取などの機会が保証されていることも合わせ考慮すると、今後留保が外されたり、国内法が変えられる可能性は十分懸念されます。

5、このように、越境サービス貿易（第10章）については、TPPのテキストの一部が公開されただけでは、現状でさえ、それが何を意味しているのかが全く国民に知らされていないという点が、重大な問題点であり、それは、将来的に不断に規制緩和・撤廃されることが予定されている点も相まって、原告らの人格的、経済的な利益を大きく損なうことは必至であるといえます。

以 上